

基発 0703 第 13 号  
令和 5 年 7 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金の取扱いについて

令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金については、労働保険事務組合報奨金交付要領及び労働保険事務組合報奨金（電子化分）交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき交付されることとなるが、先般発生した民間企業のサーバへの不正アクセスによって、当該企業が提供する申請手続きに係るシステムが利用できなくなったことに伴い、一部の労働保険事務組合において、労働保険料の申告・納付手続きへの影響がみられることから、当該理由によって期限内に納付することができなかった場合については、交付要領における、天災地変等の不可抗力、交通又は郵便のストライキ等その他これらに準ずるやむを得ない理由があるときに含めて取り扱われたい。

また、令和 5 年度において、当該理由により期限内に納付することができなかった場合に限り、交付要領中「7 月 17 日」とあるのは「7 月 24 日」と読み替えて適用することとする。